

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	タカラ美容専門学校
設置者名	学校法人 吉川学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
美容専門課程	美容学科 (2年制)	夜・通信	1560時間	160時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校の事務室に備え、広く一般に公開している

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	タカラ美容専門学校
設置者名	学校法人 吉川学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学校の事務室に備え、広く一般に公開している

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	美容関係団体役員	2025.6.6～ 2029年定時 評議員会終結 時まで	組織運営体制への チェック機能
非常勤	美容業界会社役員	2025.6.6～ 2029年定時 評議員会終結 時まで	経営計画の策定
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	タカラ美容専門学校
設置者名	学校法人 吉川学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
美容学科(昼間課程2年生)	
[授業計画(シラバス)作成について] 各授業科目については、美容師養成施設としての役割を踏まえ、教務部教育内容検討会議にて各授業の検証に基づき担当教員がシラバス作成を行う。	
[授業計画作成・公表時期] 翌年度の授業計画は、12月末までに担当教員が作成し、教育内容検討会議の審査のもと、3月の理事会時の翌年度の事業計画承認時に正式決定する。 公表は3月中旬までに事務室に公開することによって行う。	
授業計画書の公表方法	学校の事務室に備え、広く一般に公開している
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
校則において、学内の成績評価、卒業の認定について規定している。 各学期の試験・課題提出によって成績評価を行っている。	
(参考)	
校則第3(試験)	
1. 試験は学期ごとに行う。	
2. 試験は学科については筆記試験、実習については実技試験を行う。 ただし、課題提出をもってこれに代えることができる。	
校則第4(成績評価)	
1. 各教科課目の評価は、試験の得点、課題の提出等を総合的に勘案して行う。	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>客観的な指標の設定は、履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均点を算出して行う(100点満点)。</p> <p>成績評価は、教科ごとに行う試験の得点、提出物によって評価を行う。学期ごとに試験(筆記または実技)を行い、60点以上を合格とする。</p> <p>評価の基準</p> <p>S評価(特優) … 総合得点 90~100点 A評価(優) … 総合得点 80~89点 B評価(良) … 総合得点 70~79点 C評価(可) … 総合得点 60~69点</p> <p>成績評価方法については、入学時オリエンテーションで通知している</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	学校の事務室に備え、広く一般に公開している
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>タカラ美容専門学校は、真にサロンの求める人材を育成し、将来の美容界を担いうる人材を輩出することを目的としている。</p> <p>また、当校は美容師養成施設であるため卒業の資格をもって美容師国家試験受験資格を満たすことになる。卒業判定は、学則第16条及び校則第7に定める要件を満たしているかどうかを卒業判定委員会にて判定することにより行う。</p> <p>学則第16条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 校長は教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については実習の成績によって修了を認定することができる。 2. 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。 <p>校則第7</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 卒業の認定は、所定の教科課目を修了した者について、校長が認定する。 2. 各教科課目の修了は次の通りである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各教科課目の平均が60点以上であること。 (2) 各教科課目の所定時間数を満たしていること。 (3) 出席率について、学科は3分の2以上、実技は5分の4以上であること。 3. 授業料等納入すべき費用の未納がある場合は卒業することができない。 <p>成績評価方法については、入学時オリエンテーションで通知している</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	学校の事務室に備え、広く一般に公開している

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	タカラ美容専門学校
設置者名	学校法人 吉川学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校の事務室に備え、広く一般に公開している
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士			
衛生		美容専門課程	美容学科	○				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼	67 単位時間/単位	20 単位時間 /単位		47 単位時間 /単位			
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
160人		106人	1人	14人	8人	22人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要） 様式第2号3【厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の1.を参照
成績評価の基準・方法 （概要） 様式第2号3【厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の3.を参照
卒業・進級の認定基準 （概要） 様式第2号3【厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】の4.を参照
学修支援等 （概要） 各教科とも授業の進度に応じて適宜授業中に小テストを実施している。 担任教員による面談、進路指導を個別に随時行っている。 不得意科目がある学生に対して、個別の学習支援を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
35人 (100%)	0人 (%)	34人 (97.1%)	1人 (2.9%)
(主な就職、業界等) 美容業界（美容室、ネイルサロン、アイラッシュサロン、アイブロウサロン）			
(就職指導内容) 履歴書・作文指導、個人面談、一般常識模擬試験、模擬面接 サロン・卒業生による就職セミナー実施			
(主な学修成果（資格・検定等）) 美容師免許、認定エステティシャン、ネイル検定、ジェルネイル検定			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
90人	5人	5.5%
(中途退学の主な理由) 進路変更、体調不良、経済的理由等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学期ごとに担任との個人面談を実施し、学校生活全般について相談を受け付ける等 日頃の学生の態度や変化に細心の注意を払っている。 さらに保護者との連携を密にし、場合によっては保護者との三者面談も実施し 対応している。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容学科 昼間(2年制)	100,000円	440,000円	410,000円	施設維持費、実験実習料
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
学校の事務室に備え、広く一般に公開している		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
関係企業、業界の関係者、卒業生などによる学校関係評価委員会を組織しており、教育内容や学校運営等について、自己評価の結果に基づき年に1回評価している。評価結果については、学校全体会議に報告され、改善すべき課題を精査し、重点項目については早期対応を心掛けるなど、学校運営の改善に取り組んでいる		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
美容室オーナー	2023. 4. 1～2026. 3. 31	業界関係者
関係企業	2023. 4. 1～2026. 3. 31	企業
関係企業	2023. 4. 1～2026. 3. 31	企業
メーカー勤務	2025. 4. 1～2026. 3. 31	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
学校の事務室に備え、広く一般に公開している		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://takara.ac.jp
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H113310300070
学校名 (〇〇大学 等)	タカラ美容専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 吉川学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等 (内数) ※家計急変による者を除く。		18 人 (0 人)	17 人 (0 人)	18 人 (0 人)
内 訳	第Ⅰ区分	11 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	- 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	- 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	人		
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	0 人	0 人	
区分外 (多子世帯)	0 人	0 人		
家計急変による 支援対象者 (年間)				0 人 (0人)
合計 (年間)				18 人 (0人)
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 <small>短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）</small>		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 <small>（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当）</small>	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等 <small>短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）</small>	
年間	人
前半期	0人
後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	-人	0人
計	人	-人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。